

信大建築ポプラ倶楽部会則

《信州大学工学部社会開発工学科(建築コース)同窓会》

総則

第1条 本会は、信大建築ポプラ倶楽部と称する。

第2条 本会は、事務局を本会会長の自宅に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、その社会的活動を相互支援するとともに、現役学生への支援や本学科の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の発行
- (2) 総会、講演会、その他各種会合の開催
- (3) 現役学生への援助及び協力
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事業

会員

第5条 本会は次に掲げる会員をもって構成する。

(1) 正会員

次のいずれかに該当するもの

- ① 信州大学工学部建築工学科及び社会開発工学科(建築コース)卒業生。
- ② 信州大学大学院工学系研究科社会開発工学専攻修了者。
- ③ 信州大学大学院工学系研究科博士前期課程社会開発工学(建築系分野)専攻、博士後期課程システム開発工学(建築系分野)専攻修了者。

(2) 特別会員

信州大学工学部建築工学科及び社会開発工学科(建築コース)の旧教官・旧職員並びに在職中の教官・事務職員(但し、正会員は除く)

(3) 学生会員

次のいずれかに該当するもの。

- ① 信州大学工学部社会開発工学科(建築コース)在学学生。
- ② 信州大学大学院工学系研究科博士前期課程社会開発工学(建築系分野)専攻、博士後期課程システム開発工学(建築系分野)専攻、在学学生。

第6条 会員は別に定める規定によって会費を納入する。

役員

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長..... 1名
- (2) 副会長..... 2名
- (3) 幹事..... 若干名
- (4) 会計..... 2名
- (5) 会計監査..... 2名
- (6) 顧問..... 若干名

第8条 選出方法

- (1) 会長は、正会員より幹事が推薦し、総会において承認される。
- (2) 副会長および幹事は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。
- (3) 会計は、役員会内での互選により選出する。
- (4) 会計監査は、役員会において正会員中より選出する。
- (5) 顧問は、特別会員の中から会長がこれを委嘱する。

第 9 条 任期

役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。任期満了後であっても後任者の選出があるまでは、その職務を行わなければならない。

第 10 条 任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会務を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は会務を掌握し、重要事項を審議する。
- (4) 会計は、本会の会計を執行する。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は本会に助言を行う。

会議

第 11 条 本会に総会、役員会を置く。

第 12 条 総会

- (1) 総会は原則として年 1 回開催する。会長は必要に応じ臨時総会を開催できる。
- (2) 次に掲げる事項は、総会の承認を得なければならない。
 - a) 会則の制定および改廃
 - b) 会費の変更
 - c) その他、役員会が必要と認めた事項
- (3) 総会の議決は、出席会員の過半数を持って決し、賛否同数の場合は議長判断による。

第 13 条 役員会

- (1) 役員会は会長、副会長、幹事、会計をもって構成する。
- (2) 役員会は本会の事業の企画、運営にあたる。
- (3) 役員会は本会の年間活動報告を行う義務を負う。

資産及び会計

第 14 条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金、その他の収入

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

雑則

第 16 条 会員で氏名、住所、職場等に変更が生じた場合は、その都度事務局に連絡しなければならない。

第 17 条 本会の運営に関して必要な事項は、役員会の決議によって定めることができる。

附則

- この会則は、平成 14 年 11 月 9 日から施行する。
この会則は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 16 年 11 月 6 日から施行する。

信大建築ポプラ倶楽部 会計についての内規

《信州大学工学部社会開発工学科(建築コース)同窓会》

(会計幹事)

- 1 本会の会計を運営するため会計幹事3名(うち1名は在学生代表)を置き、任期は一年とする。

(本会の会計)

- 2 本会の経理(以下経理という)は、会長の指示により総会に報告し、承認を求める。

(会費)

- 3 年会費は正会員3,000円とし、7ヵ年分会費(21,000円)を前納した者は10年会費納入者として取り扱う。また、共に正会員である夫婦2人分の年会費は、1名分の金額とする。

(経理の項目)

- 4 経理の項目は、収入の部と支出の部に大別し、次の項目に分ける。

収入の部

- ①会費 ②寄附金 ③雑収入 ④くりこし金

支出の部

- ①総会費 ②会議費 ③通信費 ④印刷製本費 ⑤事務費 ⑥事業費 ⑦雑費 ⑧予備費

細目の内容

収入の部

- | | |
|---------|---------------------|
| ① 会費 | 会員から毎年3,000円納入されたもの |
| ② 寄附金 | 本会の趣旨に賛同し篤志寄附されたもの |
| ③ 雑収入 | 預金利子、その他雑収入 |
| ④ くりこし金 | 前年度からのくりこし金 |

支出の部

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| ① 総会費 | 総会会場費、器具使用料、謝金、その他出席会員負担によらないもの |
| ② 会議費 | 役員会、幹事会のための経費 |
| ③ 通信費 | 電話料、電報料、郵送料、振替手数料、その他通信費 |
| ④ 印刷製本費 | 会報、資料、その他印刷製本費 |
| ⑤ 事務費 | 事務用器具の購入、用紙、インク、筆記用具等の消耗品の購入、会員外の謝礼 |
| ⑥ 事業費 | 会則第4条に掲げる事業に要する経費 |
| ⑦ 雑費 | その他いずれにも属さない経費 |
| ⑧ 予備費 | |